

2027年国際園芸博覧会

事業内容等修正届出書に関する補足資料

<補足資料内容>

- 1 駐車場・バスターミナル等の整備の考え方について
- 2 交通分担率について
- 3 駐車場・バスターミナル等の設置検討エリアにおける生物への配慮について
- 4 駐車場の撤去に伴う廃棄物について
- 5 本博覧会と公園整備事業について
- 6 方法書修正届出書添付資料の周知状況及び意見書について

令和5年4月

1 駐車場・バスターミナル等の整備の考え方について

ご意見の趣旨

今の段階でどこに駐車場、バスターミナルを配置するのかが決まらなないと、適切な調査項目やその方法が見極められないのではないのでしょうか。

拡張部分が70ヘクタールと大きいので、施設配置の話がすぐにはできないのは分かりますが、せめてゾーニングで示すとか、周辺との関係を示してほしいです。

広げた範囲の駐車場、バスターミナル以外の土地利用の検討はどのようになっているのでしょうか。

駐車場、バスターミナルエリアがかなり広がったが、あくまで検討エリアということで、実質的な駐車場、バスターミナルは以前と同じ20ヘクタールということでしょうか。

事業者の見解

本博覧会協会において、駐車場・バスターミナル等の配置等を検討する際の参考として、「駐車場・バスターミナル等の設置検討エリア」について、それぞれの特性を踏まえた区域に整理した資料をご提示します。

本博覧会協会としては、土地区画整理事業による整備状況、幹線道路からのアクセス及び周辺環境への影響などを総合的に判断すると、以下のC及びD区域が適地であると考えます。この2区域の利活用ができるよう、引き続き、横浜市と調整を進めていきます。

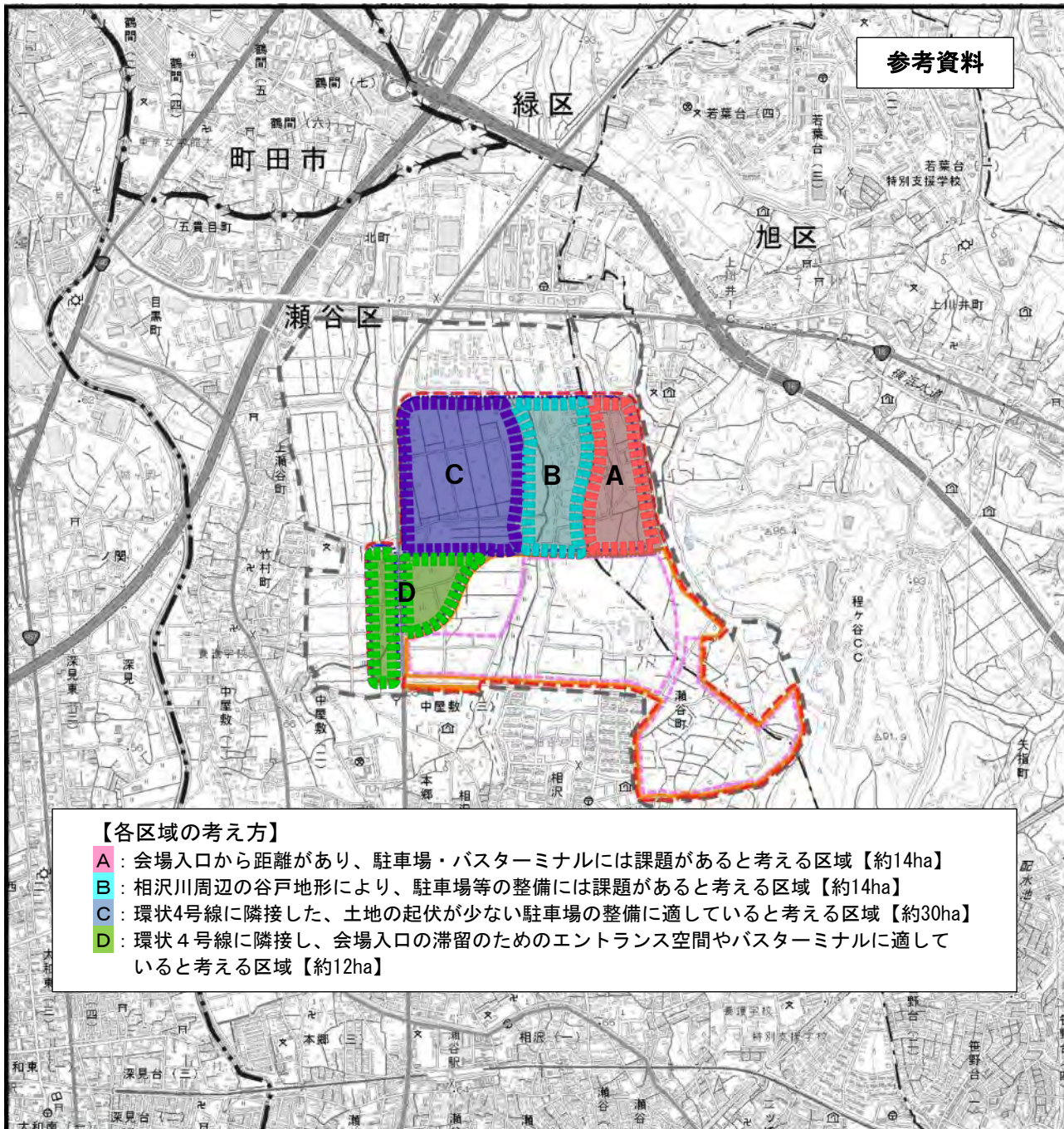
また、駐車場・バスターミナル等については、適切な駐車台数となるよう、方法書でご提示した台数から増設する方向で検討することになりますが、規模については、C及びD区域として示した面積の範囲内で整備することとします。

なお、「駐車場・バスターミナル等の検討エリア」のうち、本博覧会で活用しない区域については、準備書において環境影響評価の対象事業実施区域から除外し、同対象事業実施区域を縮小します。

【参考資料：各区域の考え方】

- A：会場入口から距離があり、駐車場・バスターミナルの整備には課題があると考える区域【約14ha】
- B：相沢川周辺の谷戸地形により、駐車場等の整備には課題があると考える区域【約14ha】
- C：環状4号線に隣接した、土地の起伏が少ない駐車場の整備に適していると考える区域【約30ha】
- D：環状4号線に隣接し、会場入口の滞留のためのエントランス空間やバスターミナルに適していると考える区域【約12ha】

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。

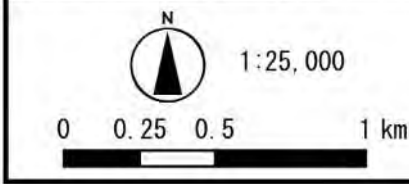


参考資料

【各区域の考え方】
A：会場入口から距離があり、駐車場・バスターミナルには課題があると考えられる区域【約14ha】
B：相沢川周辺の谷戸地形により、駐車場等の整備には課題があると考えられる区域【約14ha】
C：環状4号線に隣接した、土地の起伏が少ない駐車場の整備に適していると考えられる区域【約30ha】
D：環状4号線に隣接し、会場入口の滞留のためのエントランス空間やバスターミナルに適していると考えられる区域【約12ha】

凡例

- 対象事業実施区域
- 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業実施区域
- (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業実施区域
- 会場区域
- 駐車場・バスターミナル等の設置検討エリア



◀・▶ 都県界 - - - 市界 - - - - 区界

2 交通分担率について

ご意見の趣旨

パークアンドライド駐車場や駐車場をどの程度確保する必要があるのかに関わってくるので、準備書ではなく、やはり想定される交通分担率がどの程度なのか、本来であれば今の段階で示していただく必要があると思います。

事業者の見解

本博覧会の交通分担率については、横浜市の報告書（「2027 横浜国際園芸博覧会（計画案）」2021年3月）において、新交通の運行を前提として、自家用車の交通分担率は約3割強と試算しています。

その後の調整により、新交通の運行に代わって、近傍の鉄道駅からのシャトルバス等を強化することなどで対応することになりました。

本博覧会協会としては、現在、交通分担率を精査中であり、詳細については準備書でご提示したいと考えていますが、自家用車の分担率については、新交通の有無に関わらず、横浜市の報告書と同等の3割強であると想定しています。

3 駐車場・バスターミナル等の設置検討エリアにおける生物への配慮について

ご意見の趣旨

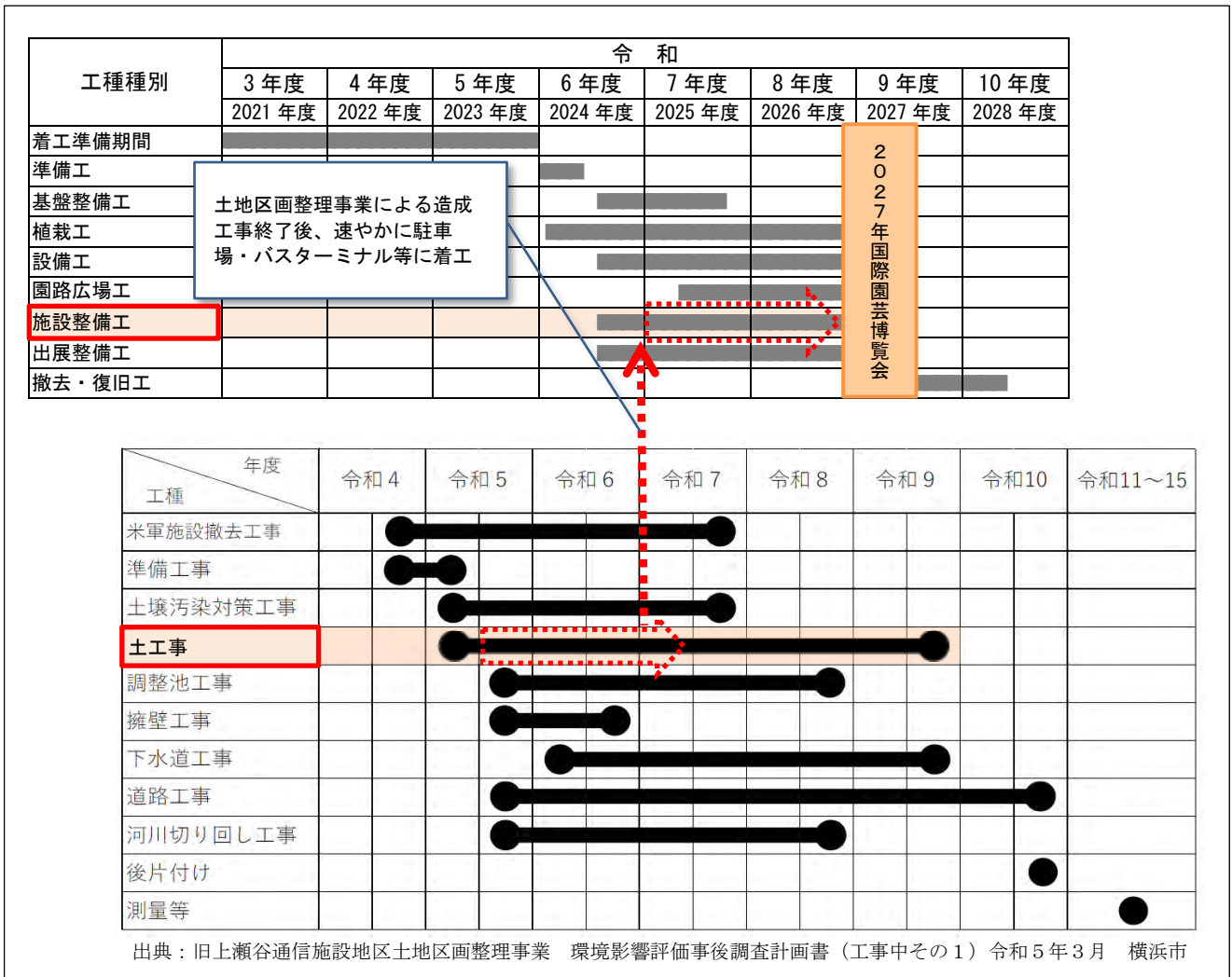
駐車場、バスターミナルを造る過程で当然舗装というのが入ってきて、周りに土地区画整理後に生息し始めた生態系が一回定着しているわけですが、それがまた拡散し始めます。そうすると、その土地区画整理後にできた生態系の、例えば逃避ルートというものが、駐車場やバスターミナルの配置によって変わってきます。そうであれば、きちんと土地区画整理後にできた生態系に対する保全措置として、この50ヘクタール内の影響の低減をどう保全措置として盛り込むのかということが分かるような調査を行っていかないといけないのではないのでしょうか。追加調査は方法書で盛り込んでいただきたいと思います。

事業者の見解

本博覧会の駐車場やバスターミナルの整備工事については、新たに動植物が定着しないよう、土地区画整理事業の工事終了後、速やかに着工するため、引き続き調整を進めます。また、工事によって攪乱を受けた環境を好む動物が定着しにくい対策を検討します。

なお、本博覧会の整備工事の着工までに、新たに配慮すべき動植物が定着した場合には、土地区画整理事業や公園整備事業と連携しながら、工事区域外へ移動できるような対策を検討します。

図 本博覧会の駐車場・バスターミナル等の整備について（イメージ）



4 駐車場等の撤去に伴う廃棄物について

ご意見の趣旨

駐車場やバスターミナルは博覧会専用の駐車場で、博覧会終了後は駐車場の舗装等は作り変え、また別の用途になるのでしょうか。仮設の施設だけ撤去するような記載ですが、広範に駐車場等を整備し、完全に更地にして返すとなると、コンクリート塊等が大量に出てくることもあり得るのでしょうか。適切に対応することを、何か後に残すような形で、約束してほしいと要望します。

事業者の見解

本博覧会で整備する駐車場は、博覧会後に撤去する仮設の施設に該当し、下記の表6.7-2の通り予測・評価を実施します。

駐車場は砂利やアスファルトによる整備を想定していますが、形状や土地被覆の性状を工夫するなど、駐車場の撤去において発生する廃棄物をできるだけ削減できるよう努めます。

また、建設リサイクル法などの関係法令等に基づき、適正に再資源化を行って、廃棄物の最終処分量を最小限にとどめます。

なお、駐車場の具体的な形状及び土地被覆の性状については準備書でお示しします。

表6.7-2 廃棄物・建設発生土に係る予測・評価手法（抜粋）

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
撤去中	仮設施設等の撤去	仮設施設等の撤去に伴い発生する一般廃棄物の内容及びその程度	撤去工事期間全体とします。	対象事業実施区域とします。	事業計画（仮設施設）や仮設施設等の撤去に係る計画をもとに発生量を推定するとともに、本博覧会で実行可能な再利用等の方法や、処理方法等を整理し、発生量と最終処分量を予測します。
		仮設施設等の撤去に伴い発生する産業廃棄物の内容及びその程度			
		評価の手法			
環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定にあたっては、一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制、再利用等によって最終処分量を最小限にとどめる水準等から適切な内容を設定します。					

5 本博覧会と公園整備事業について

ご意見の趣旨

公園の計画との整合も整理してほしいです。

事業者の見解

2027年国際園芸博覧会 基本計画及び（仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（案）に記載されている計画が比較できる資料を作成しました。

ご提示した計画図は、本博覧会については令和5年1月に公表したものであり、公園については、横浜市が令和4年6月に公表したものです。

公園計画との整合が分かりにくい部分もありますが、水辺空間の保全活用、生物の生息空間への配慮、既存樹林地等の保全及びレガシーとして継承する施設など、主な環境配慮事項や施設配置等についての基本的な考え方は、公園計画と合致していると考えています。引き続き、公園と詳細な内容について調整を進め、分かりやすくご提示できるよう整理していきます。

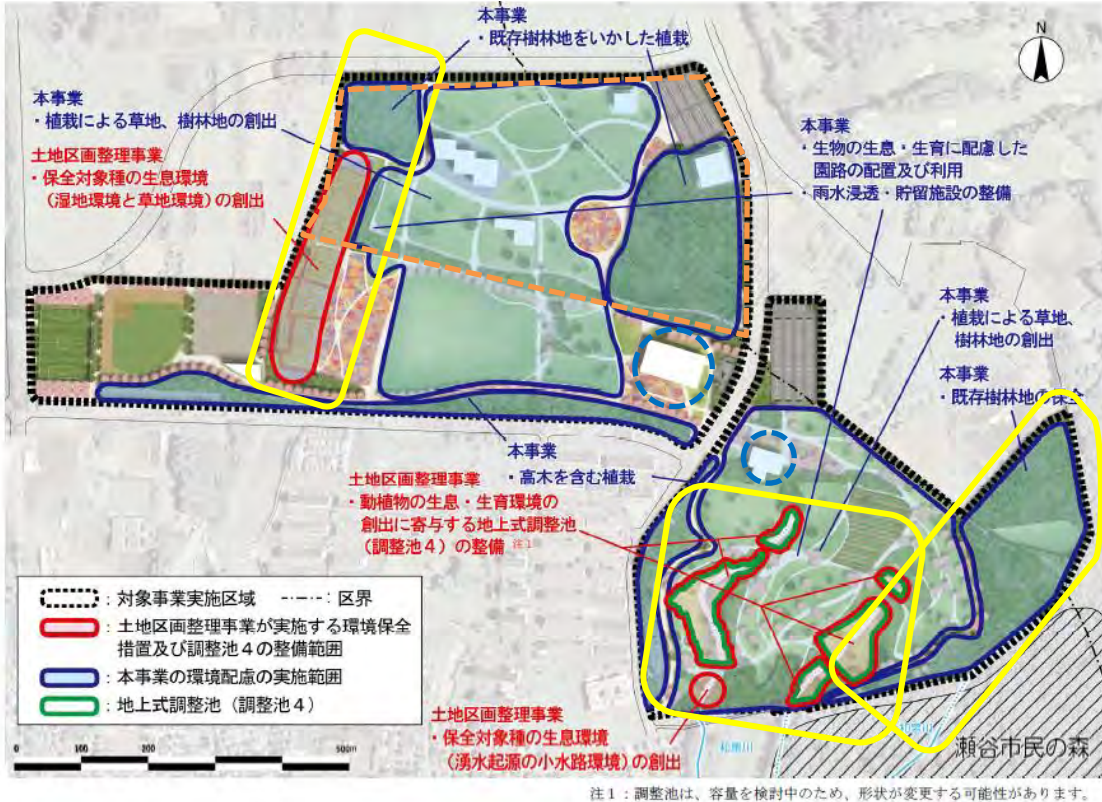
なお、本博覧会の開催時のみ使用する施設や園路等については、仮設施設として本博覧会協会が設置し、開催後、速やかに撤去することになります。本博覧会後は公園施設として利活用する施設や主要な園路等については公園が整備します。

この資料は、審査会用に作成したものです。審議の過程で変更される可能性があるため、取り扱いにご注意願います。



出典：2027年国際園芸博覧会基本計画、2023年1月、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 施設配置計画に係る環境配慮事項及びその実施位置



出典：(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業環境影響評価準備書、令和5年3月、横浜市

 主な配慮事項
 公園に継承する施設
 公民連携手法による整備予定区域※

※ 公園整備において事業提案の公募を行い具体的な施設の決定を行う予定であり、本博覧会では、その結果を踏まえて活用を検討する。

6 方法書修正届出書添付資料の周知状況及び意見書について

2027年国際園芸博覧会 環境影響評価方法書修正届出書添付資料（以下、「修正届出書」とします。）に関して自主的に実施した意見募集における周知状況及び意見書の提出状況については以下のとおりです。修正届出書に関する意見書の提出はありませんでした。

(1) 修正届出書及び意見書提出の周知について

ア 対象事業実施区域周辺の居住者等に対する周知

横浜市の協力のもと、瀬谷区及び旭区の自治会町内会の代表者（連合町内会長及び瀬谷区上瀬谷通信施設返還対策協議会）への説明を実施したうえで、各自治会町内会に別添のチラシを配布して修正届出書の概要及び意見書の提出について周知を図りました。

- ① 会長説明：2023年2月16日（瀬谷区）、2月17日（旭区）、
3月13日（瀬谷区上瀬谷通信施設返還対策協議会）
- ② 配布部数：391部（瀬谷区：155部、旭区：236部）
- ③ 配布資料：2027年国際園芸博覧会 環境影響評価方法書の修正手続きについて

イ 対象事業実施区域内の関係者等に対する周知

横浜市の協力のもと、地権者組織である「旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会」への説明を実施しました。

- ① 説明：2回（2023年3月9日、11日）
- ② 配布資料：2027年国際園芸博覧会 環境影響評価方法書の修正手続きについて

ウ インターネットによる周知

修正届出書及び意見書の提出について、本協会のホームページに修正届出書の掲載及び動画の配信などにより周知を図りました。

なお、修正届出書の説明資料及び動画配信については、令和4年度第17回環境影響評価審査会でご説明した内容と同様のものです。

- ① 期間：2023年3月7日から4月5日まで（30日間）
- ② 資料：修正届出書、意見書用紙、修正届出書の説明資料及びの説明動画

(2) 修正届出書に関する意見書の提出について

(1)のとおりに周知を行いましたが、修正届出書に関する意見書の提出はありませんでした。



2027年国際園芸博覧会 環境影響評価方法書の修正手続きについて

本博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的として、旧上瀬谷通信施設地区の一部を会場として活用し、開催するものです。

本博覧会の環境影響評価については、横浜市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価方法書の手続きを昨年に完了しましたが、検討の深度化に伴って、対象事業実施区域の変更が必要となったため、同条例に基づく方法書の修正手続きを行うこととなりました。

1 修正の概要

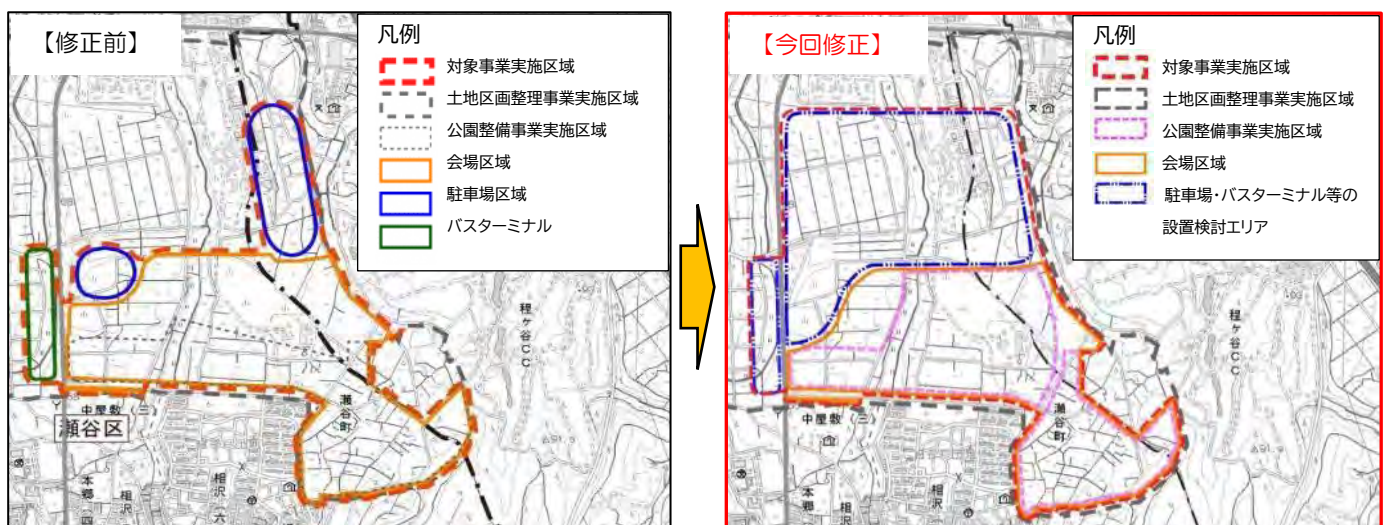
本博覧会の事業計画の更なる深度化に伴い、駐車台数を十分に確保するとともに、円滑な輸送計画となるよう、方法書における「駐車場区域」及び「バスターミナル」を「駐車場・バスターミナル等の設置検討エリア」として再編します。

この再編に伴って環境影響評価の対象事業実施区域を拡張するため、方法書の修正手続きを実施します。

なお、駐車場・バスターミナル等については、横浜市や関係機関等と調整し、検討を進めており、整備する可能性のある最大の区域を環境影響評価の対象実施区域に設定しています。駐車場・バスターミナル等は、再編したエリアの一部に設置する予定です。

事業者の氏名	名称： 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 代表者の氏名： 事務総長・代表理事 河村 正人
対象事業の名称	2027年国際園芸博覧会
環境影響評価の対象事業の種類、規模	・開発行為に係る事業（第1分類事業） ・対象事業実施区域の面積：約150.0ha （会場区域：約80.0ha、 駐車場・バスターミナル等の設置検討エリア：約70.0ha）

【参考】



2 修正した方法書（修正届出書添付資料）の閲覧及び意見書の提出について

修正した方法書（修正届出書添付資料）の内容にご意見のある方は意見書を提出できます。

■方法書修正届出書添付資料の閲覧

期 間	令和5年3月7日から4月5日まで（30日間）
場 所	① 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会ホームページ ② 横浜市ホームページ（環境創造局環境影響評価課） ※①についてホームページをご覧になれない方は、本協会でも閲覧いただけます。 ※②については横浜市環境影響評価審査会の開催後（3/16以降）に掲載予定
時 間	協会窓口で閲覧する場合は午前8時45分から午後5時30分まで

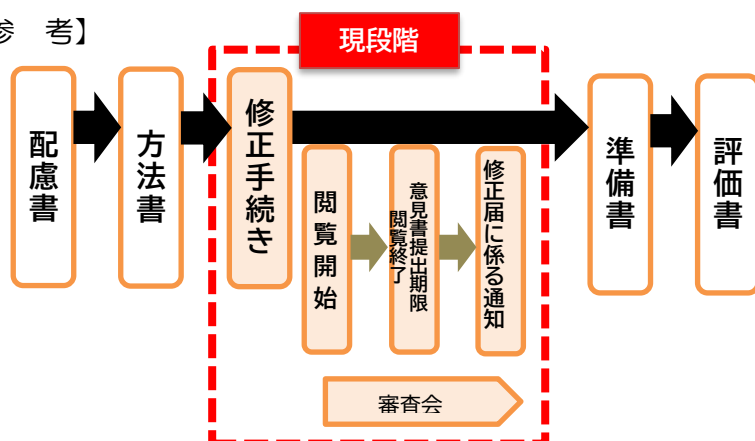
■意見書の提出

期 間	令和5年3月7日から4月5日まで（30日間）
提出方法	意見書用紙に記入し、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（環境課）に電子メールにて提出（持参、郵送も可）。
本協会の連絡先等	公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 環境課 〒231-0013 横浜市中区住吉町1丁目13番地 松村ビル 電話番号：045-307-2056 メールアドレス：kankyo@expo2027yokohama.or.jp

3 その他

本手続きに伴う説明会の開催はありません。公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会ホームページにおいて、説明会に代わる動画を公開しています。

【参 考】



※ 環境影響評価（環境アセスメント）制度

事業が環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、市民や市長等から意見を聴くなどの手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度。

※ 事業内容の修正

対象事業の種類、規模等を修正する場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは当該修正を行う旨を市長に届け出なければならない。（横浜市環境影響評価条例第39条）